

令和元年10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには給付金請求の手続きが必要で、対象となる方には、9月上旬から、請求手続きに必要な書類が日本年金機構から郵送されますので、手続きをお願いします。なお、平成31年4月以降、新規に老齢基礎年金などの請求手続きをされた方については、年金請求と併せて給付金請求の手続きについてもご案内しています。

◆対象となる方

◇老齢基礎年金を受給している方で、次の条件をすべて満たす方

- ・ 65歳以上であること
- ・ 世帯員全員の町民税が非課税であること
- ・ 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下であること

◇障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、次の条件を満たす方

- ・ 前年の所得額が約462万円以下であること

※平成31年4月2日以降に、同一世帯の方の住所変更・死亡などに伴う世帯状況の変化で、支給対象となった方にはご案内が届きません。年金事務所または役場住民課で請求手続きをしてください。

【問合先】給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092 / 岐阜南年金事務所 ☎273-6161
住民課 ☎388-1115

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意を！

日本年金機構や厚生労働省が、口座番号をお聞きしたり、手数料などを請求することはありません。



消防署 防災製品を使用しましょう！

羽島郡広域連合消防本部
☎388-1195

日ごろ、私たちは燃えやすいものに囲まれて生活しています。寝具や衣類などの繊維製品もその一つです。一般の繊維は燃えやすい性質があり、たばこやライターなどの小さな火源によって着火しやすい危険があります。最新の消防統計でも、住宅火災における死者の多くは、寝具や衣類が着火物（発火源から最初に着火した物）となっています。繊維のこうした性質を改良することで、火災の拡大を予防し、安全な暮らしを実現するための一助として「防災製品」が誕生しました。

防災とは、「燃えにくい」性質のことであり、小さな火源に接しても炎が当たった部分が焦げるだけで容易には着火せず、着火しても自己消火性により容易に燃え広がることはありません。つまり、火災の初期段階では、火災の発生を防止し、延焼拡大を抑制または阻止する効果があり、また、防災効果により火災の成長を抑制することで、初期消火や避難などの火災対応を行う貴重な時間的余裕をもたらします。

防災製品には、防災性能等を保証する証として、「防災製品ラベル」が付いています。このラベルは、高い防災性能はもとより、毒性のない素肌にやさしい製品であることなどの審査基準を満たす製品だけに付けることが認められています。

寝具や衣服などを購入する際は、デザインや機能性に加えて、それに防災性能があるかを判断材料に加えてみてください。火災から大切な家族や家を守るため、普段の暮らしの中に防災製品を使用しましょう。



防災製品ラベル(例)